

国都総第 693号
令和元年10月21日

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉



明日香村整備基本方針について

標記について、「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針」を定めたいので、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）第4条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国社整審第30号
令和元年10月29日

都市計画・歴史的風土分科会
分科会長 中井 検裕 殿

社会資本整備審議会
会長 進藤

孝生



明日香村整備基本方針について

令和元年10月21日付国都総第693号により当審議会に意見を求められた「明日香村整備基本方針について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき、当審議会都市計画・歴史的風土分科会に付託します。



社 整 審 (都) 第 9 号
令和元年 1 1 月 6 日

歴史的風土部会

会長 池邊 このみ 殿

都市計画・歴史的風土分科会

会長 中井 検裕



明日香村整備基本方針について (付託)

令和元年 1 0 月 2 9 日付国社整審第 3 0 号により当分科会に付託された「明日香村整備基本方針について」については、社会資本整備審議会運営規則第 9 条第 2 項の規定により、当分科会歴史的風土部会に付託します。